

特別記事

まる。

山本龍彦君学位請求論文審査報告

一はじめに

山本龍彦君より提出された学位請求論文は、「遺伝子プライバシーの憲法学的研究——『遺伝情報』の多義性と法的位置づけをめぐつて——」と題する、序章、第1部総論（第1章、第2章、第3章）、第2部各論（第1章、第2章、第3章、第4章）そして補論から構成される二六九頁に及ぶものである。そこに収録されている論考は、山本君が慶應義塾大学大学院法学研究科に入学して以来、一貫して研究の対象として取り上げ追究してきた遺伝情報に関する法的位置づけ、とくに遺伝情報をプライバシー権の観点から把握し、考察しようとのねらいをもつものである。その多くは、博士課程在学中に『法政論究』に発表したものであるが、その他に大学の教員として奉職後、遺伝情報に関する出版物への掲載を依頼されて寄稿した既発表論文も含

最近の遺伝情報の研究の発展には著しいものがある。その成果は、社会生活上さまざまな利点をもたらすものも多いが、他面見落としてならないのは、そのような急速な展開が生み出すさまざまな問題である。なかでも、早急かつ的確な法的な対処が求められている問題も少なくない。具体的には、本論文でも指摘されているが、遺伝学研究の急速な発展に伴う法的問題としては、保険や雇用における遺伝子差別の問題、遺伝情報が家族の間で共有されている（「家族間共有性」）ことから生じる医事法上の基本原則への影響などが挙げられる。さらに、公法との関係から見ても、犯罪捜査のためのDNA型データベースにかかる問題、公衆衛生を目的とした遺伝情報の利用と「優生学」復活の危険性の可能性、公教育における「能力に応じた」教育という名による遺伝情報の悪用のおそれなどが指摘されている。本論文は、そのような遺伝学研究の成果として生み出される遺伝情報に対する法的な位置づけを、とくに憲法学におけるプライバシー権との関係から考察しようとするものである。

二 本論文の構成

本論文「遺伝子プライバシーの憲法学的研究——『遺伝情報』の多義性と法的位置づけをめぐつて——」の構成は、次の通りである。

			第3章 DNA獲得情報とDNA型情報の保護
I	はじめに		
II	DNA獲得情報（狭義の遺伝情報）の保護		
III	DNA型情報の保護		
IV	小括	第2部 各論	
		I はじめに	第1章 遺伝情報と医療—遺伝情報の家族間共有性と家族への開示
		II アメリカの裁判例	III 「遺伝的家族」のなかに埋没する「個人」—ドルジンの議論を中心に
		IV 具体的解決のためのアプローチ	V 小括—「法」が語れる」と
		VI 小括—「法」が語れる」と	第2章 遺伝情報と雇用
		I はじめに	IV 「遺伝情報」の多義性と段階的理解—「遺伝情報」の分類
		II ノーマン・ブラッドソウ判決と憲法上の保護	III 平等論的アプローチの可能性と限界
		III 平等論的アプローチの可能性と限界	IV プライバシー・アプローチの可能性—EUの取組みを中心
		IV プライバシー・アプローチの可能性—EUの取組みを中心	V 小括
		V 小括	第3章 遺伝情報と保険
		I はじめに	第3章 遺伝情報と保険
		II 予備的考察	IV DNA情報領域の保護—絶対的秘匿権
		III DNA情報領域の独自性—遺伝子決定論との距離	V 小括
		IV DNA情報領域の保護—絶対的秘匿権	
		V 小括	
		I はじめに	
		II はじめに	
		III DNA情報領域の保護	
		IV DNA情報領域の保護	
		V 小括	

- II アメリカにおける遺伝子規制立法の概観
 III 遺伝子規制立法への批判
 IV 再批判
 V 小括
- I 問題の所在—憲法上の論点の抽出
 II 日米の法制度比較
 III DNA採取に焦点を当てたアプローチ
 IV DNA型情報の（再）取得・保存・利用に焦点を当てたアプローチ
 V 小括—ラディカルな予防国家の「予防」
 補論 アメリカにおける障害新生児の保護制度—公私概念の揺らぎとハートナーシップ・モデル

新たな法理論の構築により対応すべきものを、冷静に区別すべきであるとする。たしかに、さまざま�新しい問題は、時代の変化と共に生じる。したがって、そこで本当に考えるべきことは、既存の法理や概念を適用なし解釈することによって、まず適切妥当な解答を提示しうるか否かを検討することにあろう。その意味で、筆者が新たな法理などを必要とする「本当に新しい議論がそこにあるのか」という、より根本的な問い合わせることが必要であると強調することは、至極適切なものといえる。

序章では、いま述べたような観点から、筆者は、アメリカにおける「遺伝子例外主義（genetic exceptionalism）」をめぐる論議を概観している。「遺伝子例外主義」という言葉は耳慣れないが、筆者はそれを、遺伝情報は他の医療情報と異なり、「特別な保護または格段の例外的取扱いを受けるに値する」と解する立場であるとする。この「遺伝子例外主義」に従えば、遺伝情報はこれまでにない「特殊」な情報であるとされ、それを保護するために新たな法的枠組みが要求されるということになる。もつとも、このような立場に対して、遺伝情報を特別視しない立場も存在する。筆者は、それを「アンチ例外主義」と名付け、その立場を、遺伝情報は新たな法理論を必要とするよ

うな「特殊」なものではないとするものとみる。いま述べた、遺伝情報が他の医療情報に対して例外的取扱いを要する異質なものかをめぐる論争について、筆者は、その論争の理論上の意義を認めつつ、抽象的な議論にどめることがなく、遺伝情報の多様性を踏まえた個別具体的な問題に対処するアプローチの必要性を強調する。そのための新たな視座として、筆者は、多義的な「遺伝情報」を類型化し、その各法的位置づけを検討したうえで、従来の個人情報と本質的に異なる「遺伝情報」が実際に存在するか、また存在するとみられる場合に適切な新しい法理論、法的枠組みは何かを考察するというアプローチを提示する。以下の叙述も、そのようなアプローチに従つて進められている。

第1部総論は、三章から構成されている。まず、第1章では、アメリカにおいて一九九〇年代以降登場してきた、遺伝情報を他の個人情報とは区別し特別な保護の対象としようとする「遺伝子特化型立法」が検討される。筆者は、遺伝子特化型立法とされる数多くの連邦法と州法を網羅的に調査した上で、そこに「遺伝情報」の定義の非一貫性、多様性が見られ、また種々さまざまな規制態様が見出されるとしている。このような多様性は、連邦と州あわせて五一の法体系を有するといわれるアメリカでは多分に予想される

ところである。ただ、筆者によれば、それは単なる地域的、歴史的な相違から生じたものではなく、「遺伝情報」そのものが有する多様性と、それに基づく遺伝子をどのようにして他の医療情報と異質なものと捉えるかの見解の多様性によるところである。そのことを明らかにするために、筆者は、「遺伝子例外主義」の代表的論者であるアナス (George J. Annas) と「反遺伝子例外主義」の代表的論者であるゴステイン (Lawrence O. Gostin) の議論をそれぞれ取り上げて比較検討する。その結果として、筆者は、両者の議論がいずれも「遺伝情報」の多様性を認識している点では共通し、その相違は遺伝情報の特異的な部分を取り上げるか、他の医療情報との類似的な部分を取り上げて議論するかの相違に帰着するとする。このような筆者の見解によれば、問題は他の医療情報と極めて異質な部分から類似的な部分にいたる段階性を有する遺伝情報のどの側面を取り上げて議論するのかによって、法的な対処のあり方が連動して変化することになろう。したがって、そこでは、遺伝情報の分類が重要となる。この点について、筆者は、遺伝情報、①個人の内面にあるゲノム情報の総体、すなわち「内なるゲノム情報」としての「DNA情報領域」、②遺伝子テストを通じて獲得された「DNA獲得情報」、③DN

A 中の非コード領域上の多型分析を通じて獲得された個人識別情報としての「DNA型情報」の三つに分類し、それに沿って、これら三つの情報に対する法的規制の適否が順次分析される。

まず、第2章では、政府機関によるDNA情報領域に対する専断的遺伝子テストが憲法レベルで争われた裁判例などを参照に、アメリカにおけるDNA情報領域の憲法的地位づけと、その具体的な保障形態が検討されている。筆者によれば、DNA情報領域は「きわめて高度のセンシティヴ性」を有するとされる。その点を明らかにするために、遺伝子決定論の歴史的な展開が跡付けられる。筆者によれば、個人がDNAによってあらかじめ有意に決定されるとする遺伝子決定論は、かつてのユダヤ人排斥思想の基盤を提供するものとして、許容しがたいものと見られてきたが、現在では遺伝子決定論が復活する傾向にあるとする。すなわち、現在においては、遺伝子決定論が遺伝情報をプライバシーとの関連で議論するべきであるとする遺伝子プライバシーの見解を探る人々によつて、その根拠として援用される傾向にあるとされる。このような事情を踏まえて、筆者は、「人間の尊厳」のためには「遺伝子の尊厳」を重視する必要があることを主張し、「内なるゲノム情報」として

のDNA情報領域の法的位置づけに当たつては、DNA情報領域が有する個人のアイデンティティとの直接的関連性を重視すべきことを指摘する。そして、一般的なプライバシー権との類推によって、他者によるDNA情報領域への直接的介入・侵入・すなわち専断的・強制的遺伝子テストからの自由の保障が求められるべきであるとし、ただ、DNA情報領域の神秘性及び「家族間共有性」に由来する内在的制約を受けるに止まるとする。このように筆者は、遺伝子決定論が、遺伝子プライバシー論者によって採られていることに示唆を受けて、DNA情報領域に対する法的規制の審査基準を考慮する。ただ、筆者は、それには止まらず、DNA情報領域が個人の人格の核心領域を構成しうることなどから、その保障根拠として、自己情報コントロール権の根拠として通常用いられる憲法一三条後段ではなく、憲法一三条の前段（個人の尊重）または一九条（思想・良心の自由）が妥当する可能性を強く示唆する。

第3章では、DNA獲得情報およびDNA型情報の法的位置づけが検討される。筆者によれば、この二つの情報は、DNA情報領域とは異なり、ともに自己情報コントロール権説が前提してきた従来の「情報」概念の範疇で語りうるところとされ、「遺伝子例外主義」の考えは適用されないとす

る。そして、DNA獲得情報はいわゆる「プライバシー固有情報」、DNA型情報は「指紋」と基本的に同様に位置づけられるとする。筆者がDNA獲得情報を「プライバシー固有情報」と等置するのは、これまでDNA獲得情報を特別視してきた根拠である。①罹患の可能性についての予測性（未来予測性）が高いこと、②「家族間共有性」を有すること、③ステイグマとの関連性が高いこと、などの理由が、他の疾病、たとえばがん、結核、ハンセン病などにも見られるためである。このようなことから、筆者は、DNA獲得情報を他の医療情報に比べ慎重な取扱いを要するが、特別な保護を要するほど異質なものではないとするのである。つぎに、DNA型情報については、現代の科学的知見を前提にすれば、DNA獲得情報ほどのセンシティビティは認められず、DNA中の「非コード領域」は、個人の遺伝特性とほとんど関連しない領域であり、したがって、DNA型情報は指紋と同様に個人識別機能を有するにすぎないと解されるとする。

次に第2部各論では、以上のような「遺伝情報」の分類と法的位置づけを踏まえて、第1章で血縁者に対する遺伝情報の開示にかかる問題、第2章で雇用における遺伝情報の利用に関する問題、第3章で保険における遺伝情報の共有性」は、遺伝情報がDNA情報領域にかかるとき、

利用にかかる問題、第4章で犯罪捜査のためのDNA型データベース構築の合憲性の問題について検討が加えられている。

まず、第1章では、遺伝情報の「家族間共有性」が、患者個人の自律ないし自己決定を重視する現代医事法学の基本原則に与える影響が検討される。筆者は、遺伝情報の「家族間共有性」から、遺伝情報の主体が個人の家族間にまで拡張させる可能性をみてくる。たしかに、イスランドでは、亡父の遺伝情報のコントロール権をその娘に認める最高裁判決が存在する。しかし、遺伝情報が家族間に共有されることは、ひとたび家族間で利害が対立した場合には、遺伝情報の開示などで深刻な問題を生じることになる。たとえば、そのような場合において、患者の遺伝情報、すなわちDNA獲得情報を、その血縁者に開示することは、医師の義務となるのであろうか。筆者は、その点について医師の義務であると認めたアメリカのニュージャージー州の裁判例や学説を参考に、自己の見解を披瀝する。筆者によれば、このような場合に強調されなければならないのは、「家族間共有性」の観念が遺伝情報の類型との関係で考慮される必要があるということである。すなわち、「家族間共有性」は、遺伝情報がDNA情報領域にかかるとき、

それは他の医療情報とは異なる特別の保護を受ける論拠として援用され、個人のプライバシー権を強化する方向で援用されることになる。これに対して、患者のDNA獲得情報については、それが重要なものであるとしても、文脈によつては、血縁者の利益のために患者個人のプライバシー権を弱める方向で開示される可能性を有するということになるとするのである。

第2章では、雇用における遺伝情報の利用にかかる問題に対する法的対応のあり方が比較検討される。雇用に際して、遺伝情報をどのように扱うかは、現在国際的に大きな問題となっている。この問題に対して、アメリカでは雇用の際の遺伝情報の利用が、他者が雇用される際の他の情報の利用と比較して、取扱いが等しいか否かに焦点をあてる平等論的（市民権法的）アプローチが採られる。これに対しても、EUでは雇用者による遺伝情報の収集それ自体の適否に焦点を当てる、いわばプライバシー・アプローチがとられる。筆者は、これら二つの対応のあり方を取り上げて検討し、その結果として、ヨーロッパ的アプローチがアメリカ的アプローチよりも優れていると論ずる。その理由として、筆者は、遺伝情報が不可視であり、われわれが他人の遺伝子構成についてもとより「盲目」であることを踏

まると、遺伝子差別の文脈においては、その特性が見えてしまうことから生ずる人種差別や性差別の文脈とは異なる考慮が働くべきであるとする。そして、雇用における遺伝情報の利用に関しては、遺伝情報の特性を見えないものとして扱う「遺伝情報ブラインド（gene-blind）」論が望ましいとする。

第3章では、保険における遺伝情報の利用にかかる問題が論じられる。具体的には、現在、保険における「遺伝情報」の利用等を規制するアメリカの現行法制が取り上げられる。そして、そのような法制の是非を、その理論的正当性として考えうる、①保険法に固有の「公正（fairness）」概念の重視、②保険者が被保険者をその遺伝情報を知ることによって、その申し込みを断るなどの逆選択（adverse selection）の危険性の回避、③「遺伝情報」は他の医療情報に比して特別な保護を必要とはしないこと、の各点について順次検討している。その結果として、筆者は、①については、保険法に固有の「公正」概念にも一定の不確定性が認められること、②については、「情報の非対称性」を道徳的に問題にする逆選択防止論は、保険加入者が知つてはいるDNA獲得情報の隠蔽を非難することができるても、保険加入者自身でさえも知らないDNA情報

領域の秘匿については非難しえないこと、③については、「遺伝子例外主義」がDNA獲得情報のレベルでは妥当しないとしても、DNA情報領域のレベルでは妥当し、特別な保護を与えるべきであることを指摘する。筆者は、このような理由から、保険における遺伝情報の利用にかかる問題については、アメリカの現行法規は適切な規制態様とはいえず、むしろ「遺伝情報プライバード」論の観点からは、保険者によるDNA情報領域に関する遺伝子テストという形のアクセスを規制するイギリス型規制モデルの方がより望ましいものであるとする。

最後に、第4章では、犯罪捜査のためのDNA型データベース構築が憲法上許されるのかという問題が考察される。犯罪捜査に関連して、DNAが盛んに利用されていることはわが国でも広く知られている。ただ、犯罪捜査に利用したDNAをその後どのように利用しているのかは、必ずしも明らかではない。この点、アメリカでは、それらを収集・保存してDNA型データベースが構築されている。しかし、そのような動きに対しては、令状主義を定める合衆国憲法修正四条との関係などで憲法上の疑問も指摘されている。そこで、筆者は、アメリカでの憲法上の議論を、アメリカの現状に対する包括的な調査をも踏まえて検討し、

次のような結論を示している。現在アメリカの犯罪捜査ためのDNA型データベースが、基本的に「DNA獲得情報」ではなく、「DNA型情報」を収集・保存するという形で構築され、「DNA型情報」のデータベースであり続ける限り、その運営等について過剰反応すべきでないとする。次に、そのような結論は、わが国の場合においても同様に解されるしつつ、ただ、「DNA型情報」であっても、その収集・保存にあたっては、少なくとも容貌等の個人識別情報を収集・保存する場合と同様の憲法的制約を受けるとし、①犯罪発生の蓋然性、②証拠保全の必要性・緊急性、③手段の相当性等が求められるとする。このような観点からみて、二〇〇五年の国家公安委員会規則に基づく現行DNA型データベースの運営については、それらの要件を満たさない可能性があると指摘する。さらに、DNA型データベース構築に伴って、国家による「DNA情報領域」への専断的侵入・介入が起こる可能性があり、そのことを踏まえると、DNA型情報を抽出した後のDNAサンプルは即座に廃棄すべきであるとする。このような筆者の見解は、遺伝情報をDNA情報領域、DNA獲得情報、DNA型情報の三種に分けて検討すべきであるとする立場を探る以上、十分説得力をもつものである。そのことは、筆

者が、DNA型データベースに含まれる真の問題は、それがDNA型情報に基づくデータベース構築という線からはみ出し、保存DNAサンプルを利用して国が個人のDNA情報を無断で立ち入り、内心関連領域も含めて、その遺伝子構成を秘密裏に詐索することになり、それによって、「国家と市民との関係」が「ラディカルに変更される」とあるとする見解に端的に要約されよう。

四 本論文の評価

本論文は、現在大規模に進められているゲノムプロジェクトによってその全貌が明らかにされつつある遺伝情報の利用にかかる問題に対する法的な対応を、憲法学の観点を中心に据えながら検討しようとするものである。

ここでいう遺伝情報とは、両親から子に遺伝によって伝わる情報のことをさし、具体的には、親から一セツトずつ受け取った染色体のゲノムDNAに書き込まれた塩基配列の情報を主に意味する。学習などによって後天的に獲得されるものもあるが、この遺伝情報は、基本的な形で個人の人格形成を強く規定するものであり、また人格の中心に位置するものと捉えることもでき、その意味で「究極のプライバシー」とも呼ぶことができよう。したがって、

遺伝情報の内容をることは、本人にとって有益となる場合も多い。しかし、逆にその内容の重要性の故にその悪用も懸念される。例えば、バイオテクノロジーの著しい発展により遺伝子診断などが現在可能となっている。それは、疾患有する個人にとって有益なものといえるが、それと同時に本人の同意のないまま遺伝情報が公開されるおそれや漏洩などの倫理的な問題を生じる可能性を有する。さらに、問題は倫理的なものに止まらない。遺伝情報が社会的、経済的に広範に利用されるに伴い、その法的規制の必要性と具体的な方針が問題となる。その際、遺伝情報がプライバシーの中核に位置するものとすれば、遺伝情報に対する規制は、憲法上もプライバシーの侵害の有無という観点からも問題となる。しかし、遺伝情報に係る研究は、現在なおその途上にあって急速に進展し、かつ専門的な自然科学研究領域であるために、その内容を理解することが困難であったためか、今日まで少なくとも憲法学の分野においては、未開拓に近い分野であった。

本論文は、そのような困難な分野に関して、遺伝情報に関するこれまでの自然科学における研究成果を十分に咀嚼しつつ、その内容を自己の分析枠組みで整理し直した上で、遺伝情報に関する問題とその規制に対して、従来の憲法学

における法理がどこまで適用可能か、さらにそこに新たな法理論が必要とすれば、それは何かを現在具体的に問題が生じている分野を素材に分析・検討しようとするものである。また、その考察にあたっては、アメリカを中心にして、イギリス、ドイツ、EUなどとの比較研究にも及んでいることも注目される。そして、そのような広範な検討によって裏付けられた知見をもとに、遺伝情報の利用に伴う問題に対する法的対応の具体的なあり方を説いており、その説得力は高いといえる。

また、本論文の取り上げる分野に対する筆者の分析には、憲法学のこれまでの知見を具体的に適用する上での能力の高さを示すものがある。これまで憲法学の分野において、比較研究をする際には、比較の対象となる国の判例や学説の紹介に止まることが多かった。これに対して、本論文で述べた上でより正確な内容が提示され、かつそれを自己の観点からどのような点をわが国にその知見として取り入れるべきかが明確に示されている。例えば、第2部第4章で取り上げられている犯罪捜査のためのDNA型データベース構築が憲法上許されるのかという問題についても、まずアメリカの各州レベルの段階にまでその調査対象を広げ、そ

こでのDNA型データベースの構築に係る憲法上の問題として、アメリカでは令状主義を定める合衆国憲法修正四条との関係で憲法上の疑義が存在すると指摘する。その上で、筆者は、現在アメリカの犯罪捜査のためのDNA型データベースが、基本的に「DNA獲得情報」ではなく、「DNA型情報」を収集・保存するという形で構築され、「DNA型情報」のデータベースであり続ける限り、その運営等について過剰反応すべきないとしつつ、政府がDNA型情報に基づくデータベース構築から逸脱し、無断で個人のDNA情報領域に立ち入り、内心関連領域も含めて、その遺伝子構成を秘密裏に詮索することは許されてはならない。それは、「国家と市民との関係」を「ラディカルに変更」するものであると結論づけ、そのような観点から見て、わが国の警察による遺伝情報の取り扱いに対する憲法上の検討が必要であるとする。この論理は、明快なものであり、説得的であると評価しうる。

このように、本論文は、今日その検討が強く要請されている遺伝情報に関する憲法学的考察という研究テーマにかかるという点で、テーマ選択における筆者のセンスの良さを伺わせ、そしてそれを裏付ける検討の広範開拓性によって、筆者の学問的能力の高さを感じさせる。しかし、本論

文にも課題が無いわけではない。まず、本論文が対象とする遺伝情報の分野が現在急速に発達していることから生じる問題として、筆者の遺伝情報を三段階に区別するアプローチの根拠をより明確にする必要があるようと思われる。筆者は、基本的には従来の憲法学におけるプライバシー権の理解について、自己情報コントロール権の立場に拠りながら、DNA獲得情報||プライバシー固有情報、DNA型情報||プライバシー周辺情報とする見解を示しているが、個人の人格の中核にあるとするDNA情報領域については、十三条前段の個人の尊厳、筆者の言葉によれば人間の尊厳あるいは一九条の思想・良心の自由に求めるべきであるという注目すべき見解を示唆している。このような理解は、DNA情報領域に対するほぼ絶対的な保護を認めるものになるだけに、その見解の具体的な内容を提示する必要がある。筆者には、今後の研究において、その内容をより明確に提示することを大いに期待したい。

次に筆者は、前述のように多大な努力を払つて、現在遺伝情報の利用に係る問題の生じている法分野と諸外国の現状について検討を加えているが、それらは本来的には隣接分野との綿密な共同研究を踏まえる必要があると思われる。たとえば、筆者の取り上げる個別の問題の中で、警察によ

るDNA型データベースの問題は、憲法の問題であると共に刑法領域の重要なテーマでもあり、その解明にあたっては、刑法分野における研究成果から得られるものが大きい。その点を補う努力は、個人的には限界もあるようと考えられ、共同研究による総合的な研究が少なくとも現在望ましいといえる。このような研究方法は、これまで憲法学において一般的なものとはいえないが、テーマの重要性と新奇性を考えるとき、問題を正確に捉えるためには、是非とも必要な研究方法であると思われ、筆者にはそのようなアプローチを検討することを強く促したい。

以上述べたように、本論文にはその長所ばかりではなく、今後検討されるべき課題も散見されるが、それらはもとより今後の課題といえるものであつて、本論文の持つ憲法学における先駆的な業績としての優れた価値をいささかも損なうものではない。

よつて、われわれ審査員一同は一致して、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい業績であると認め、ここに報告するしだいである。

二〇〇七年六月二一日

主査 慶應義塾大学法学部教授 大沢 秀介
副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士
慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)
慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)

小山 安富 利
剛

清原聖子君学位請求論文審査報告

一 本論文の構成

清原聖子君より提出された博士学位請求論文「現代アメリカにおけるテレコム政策と政策ネットワークの変容」は、『年報政治学』・『情報学研究』(東京大学大学院情報学環紀要)・『法学政治学論究』などに発表した論文、あるいはアメリカの政治学会で発表したペーパーに依拠しながら、新たに全面的に書き下ろしたものである。その構成は以下の通りである。

はじめに

―本研究の問題関心―

―情報通信政策とテレコム政策― ―本研究の要旨―

1. 序章

1-1 本研究のねらい

1-1-1 本研究の目的

1-1-2 本研究の意義